

一部事務組合の概要（案）

目 次

1.	名称	1
2.	構成団体	1
3.	共同処理する事務	1
4.	事務所の位置	1
5.	議会の組織及び議員の選挙方法	2
6.	組織	
	管理者	3
	副管理者	3
	職員	4
	会計管理者	4
	監査委員	4
	公平委員会	5
	その他附属機関	6
	その他：運営協議会	8
7.	経費の支弁の方法	10
8.	その他：一般廃棄物処理計画	10
9.	その他：財産の承継	11
10.	処理対象地域	12
11.	処理対象とするごみの種類	12
12.	ごみ処理施設等	13
13.	職員の移管	14
14.	給与・勤務条件	15
15.	事業スキーム	16

【規約事項】

1. 名称

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合

2. 構成団体

大阪市、八尾市、松原市

3. 共同処理する事務

- (1) ごみ焼却施設、粗大ごみ処理（破碎）施設の建設及び管理運営
- (2) 最終処分にかかる事務
- (3) (1)(2)に附帯する事務

4. 事務所の位置

大阪市内に置く。

（当面は現行の「大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス」に事務所を置く。）

5. 議会の組織及び議員の選挙方法

(1) 定数

人口割と均等割を併用する。

均等割 : 各構成団体に1人

人口割 : 30万人に1人

	均等割	人口割	合計
大阪市	1人	9人	10人
八尾市	1人	1人	2人
松原市	1人	1人	2人
計	3人	11人	14人

(参考) H25年6月1日推計人口

大阪市	2,683,012人
八尾市	269,695人
松原市	122,309人

(2) 報酬

○報酬額 : 議長 日額 15,000円
副議長 日額 14,000円
議員 日額 13,000円

○手当 : なし

○費用弁償 : 交通費 等

(3) 選出方法

構成団体の議会がその議員の中から選挙する。

(4) 任期

構成団体の議会の議員の任期とする。

(5) 開催内容

定例会3回

○年度当初 : 議長、副議長の選出等

○11月頃 : 決算

○2月頃 : 予算

(6) 事務局

事務局は置かず、総務担当が事務を担当する。

6. 組織

【管理者《地方自治法第 139 条、287 条》】

（１）概要

- 事務：一部事務組合を代表し、実施する事業を総理する。
- 身分：特別職

（２）選任方法

構成団体の長のうちから互選する

（３）任期

当該構成団体の長の任期

（４）報酬

- 報酬額 無報酬
- 手当 なし
- 費用弁償 交通費 等

【副管理者《地方自治法第 152 条、287 条》】

（１）概要

- 事務：管理者を補佐し、管理者に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。
- 身分：特別職
- 定数：１人

（２）選任方法

管理者以外の構成団体の長のうちから管理者が選任する。

（３）任期

当該構成団体の長の任期

(4) 報酬

- 報酬額 無報酬
- 手当 なし
- 費用弁償 交通費 等

【職員《地方自治法第 172 条》】

(1) 行政職員

構成団体からの派遣職員又は固有職員

(2) 技能職員

固有職員（大阪市から身分移管）

【会計管理者《地方自治法第 168 条～171 条》】

(1) 概要

- 事務 : 一部事務組合の会計事務をつかさどる
- 身分 : 一般職員

(2) 選任方法

組合の職員又は構成団体の職員から管理者が任命する。

(3) 事務局

事務局は置かず、総務担当が事務を担当する。

【監査委員《地方自治法第 195 条～202 条》】

(1) 概要

- 事務 一部事務組合の事務の執行の監査等
- 身分 特別職
- 定数 2 人
- 任期 議員の任期又は 4 年
- 選任 管理者が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから 1 人及び議員のうちから 1 人を選任。

(2) 報酬

○報酬額	議員選出	日額	11,700円
	識見を有する者	日額	42,100円(代表)
○手当	なし		
○費用弁償	交通費 等		

(3) 監査の内容

○一般監査	財務監査
○特別監査	住民の直接請求 等
○その他	決算審査・例月現金出納検査

(4) 事務局

事務局は置かず、総務担当が事務を担当する。

【公平委員会《地方公務員法第7条～12条》】

(1) 概要

○事務	職員の勤務条件に関する措置要求等を審査する		
○定数	3人		
○任期	4年		
○選任	人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、管理者が選任。		

(2) 報酬

○報酬額	委員長	日額	42,100円
	委員	日額	35,100円
○手当	なし		
○費用弁償	交通費 等		

(3) 事務局

事務局は置かず、職員担当が事務を担当する。

【その他附属機関】

組合に設置する附属機関とその内容は次のとおりとする。

1 懲戒審査委員会《地方自治法施行規程第 17 条》

(1) 概要

- | | |
|-------|--|
| ○事務 | 職員の懲戒処分を行うにあたって、審査を行う。 |
| ○組織 | 委員 5 人 |
| ○任期 | 2 年 |
| ○選任方法 | 職員のうちから 2 人及び学識経験を有する者のうちから 3 人を管理者において議会の同意を得て命ずる |

(2) 報酬

- | | |
|-------|------------------------|
| ○報酬額 | 日額 24,500 円（学識経験を有する者） |
| ○手当 | なし |
| ○費用弁償 | 交通費 等 |

2 情報公開審査会《条例により設置》

(1) 概要

- | | |
|-------|---|
| ○事務 | 情報公開請求で、文書の不開示決定などに不服申し立てがあった際、管理者の諮問に応じて決定内容を審議する。 |
| ○組織 | 委員 3 人 |
| ○任期 | 2 年 |
| ○選任方法 | 管理者が委嘱 |

(2) 報酬

- | | |
|-------|-------------|
| ○報酬額 | 日額 24,500 円 |
| ○手当 | なし |
| ○費用弁償 | 交通費 等 |

3 個人情報保護審査会《条例により設置》

(1) 概要

- 事務 個人情報開示請求で、文書の不開示決定などに不服申し立てがあった際、管理者の諮問に応じて決定内容を審議する。
- 組織 委員3人
- 任期 2年
- 選任方法 管理者が委嘱

(2) 報酬

- 報酬額 日額 24,500円
- 手当 なし
- 費用弁償 交通費 等

4 退職手当審査会《条例により設置》

(1) 概要

- 事務 懲戒処分等に該当する行為を行った職員に係る退職金の支給制限を行おうとする場合に、管理者の諮問に応じて決定内容を審議する。
- 組織 委員3人
- 任期 2年
- 選任方法 管理者が委嘱

(2) 報酬

- 報酬額 日額 24,500円
- 手当 なし
- 費用弁償 交通費 等

【その他：運営協議会】

（１）概要

- 事務 組合の事務に関する特に重要な事項を協議する。
 組織の詳細は、別途運営協議会要綱を制定し定める。
- 協議事項 ・ 組合規約の改正
 ・ 重要な計画の策定・改定
 ・ その他特に重要な事項 等

（２）構成

大阪市環境局長 八尾市副市長 松原市副市長

（３）開催

必要に応じて開催する。

一部事務組合の組織図案

現行の大阪市環境局の体制を基に、検討を進める。

議決機関

組合議会

執行機関

管理者（１）

副管理者（１）

事務局長（１）

総務部長（１）

総務担当（１０）

経理担当（１２）

職員担当（９）

施設部長（１）

施設管理担当（１８）

建設企画担当（１９）

各工場（５９２）

会計管理者（１）

監査委員（２）

公平委員会（３）

懲戒審査委員会（５）

情報公開審査会（３）

個人情報保護審査会（３）

退職手当審査会（３）

- ・業務の進行管理
- ・議会に関する事務
- ・法規、情報化
- ・監査に関する事務
- ・経営企画

- ・予算、決算
- ・契約、会計事務、管財

- ・人事
- ・勤務条件
- ・給与支給
- ・公平委員会に関する事務
- ・研修、安全衛生

- ・焼却、破碎計画
- ・工場管理計画
- ・設備、運転管理改善技術研修
- ・定期整備
- ・埋め立て処分計画

- ・搬入計画
- ・工場建設
- ・工場建設の調査計画
- ・施設の設計施工
- ・工場周辺整備
- ・工場建設設計施工
- ・技術開発、調査

- ・工場の運営

※施設管理担当、建設企画担当、各工場の人員数は、平成 25 年 10 月 1 日時点の人数を記載している。

運営協議会

概要： 組合の事務に関する特に重要な事項を構成団体間で協議する。
(組合規約の改正・重要な計画の策定・改定 等)

構成： 大阪市環境局長 八尾市副市長 松原市副市長

7. 経費の支弁の方法

- 組合の経費は、構成団体の分担金、売電収入その他の収入をもって充てる。
- 分担金の分担割合は、構成団体に係るごみの量の割合を基本とし、大阪市が組合に財産を引き継ぐこと及びごみ処理施設が立地する状況を勘案し、調整する。
- ごみ量割による負担は、次のとおりとする。
 - ① ごみ焼却に関する経費
ごみ焼却施設への搬入ごみ量割
 - ② 破碎処理に関する経費
ごみ破碎処理施設への搬入ごみ量割
 - ③ 北港処分地に関する経費
北港処分地への埋立ごみ量割
 - ④ 大阪湾広域臨海環境整備センターが整備する広域処理場における埋立処分に関する経費
広域処理場への搬出ごみ量割
 - ⑤ ごみ処理施設の建設に関する経費
構成団体が策定する一般廃棄物処理計画で定める計画ごみ量割

8. その他： 一般廃棄物処理計画

各構成団体が、一般廃棄物処理計画を策定するにあたっては、一部事務組合と協議・調整することとする。

9. その他： 財産の承継

一部事務組合へ承継する資産の取扱いは次のとおりとする。

（１）土地 ： 条件付き無償譲渡

《規約に附す条件》

○引き継がれた財産を事業の用に供しなくなった場合、又は組合が解散する場合は、土地を大阪市に返還する。

《事業引継協定書に附す条件》

○引き継がれた財産を組合の事業の用にのみ供しなければならない。

○引き継がれた財産を事業の用に供しなくなった場合は、建物を解体撤去のうえ、大阪市に土地を返還しなければならない。

○組合を解散する場合は、引き継がれた財産のうち土地を大阪市へ返還する。この場合、建物の取扱いは解散時に別途協議する。

（２）建物 ： 無償譲渡

（３）地方債： 譲渡する財産に付随する地方債は組合へ承継

【規約事項以外】

10. 処理対象地域

ごみ処理対象地域は、構成団体の行政区域とする。

11. 処理対象とするごみの種類

処理対象地域から発生する一般廃棄物とする。

ただし、各構成団体の処理計画に従い、資源化することが適当であると認められるものでないこと。

12. ごみ処理施設等

○ごみ焼却工場の概要

区分	住之江	鶴見	西淀	八尾	舞洲	平野	東淀	大正
建設年月	1988年3月	1990年3月	1995年3月	1995年3月	2001年4月	2003年3月	2010年3月	1980年7月
敷地面積 (㎡)	33,000	38,000	34,000	40,000	33,000	54,000	17,000	19,000
建築面積 (㎡)	8,500	8,300	8,100	10,000	17,000	14,000	9,300	10,000
炉式	タクマ式	デ・ロール式	タクマ式	マルチン式	デ・ロール式	NKK式	デ・ロール式	デ・ロール式
規模	300t/日 ×2基	300t/日 ×2基	300t/日 ×2基	300t/日 ×2基	450t/日 ×2基	450t/日 ×2基	200t/日 ×2基	300t/日 ×2基
日量能力 (トン)	520	600	600	600	900	900	400	520
年量能力 (万トン)	15.4	17.8	17.8	17.8	26.7	26.7	11.9	15.4



平成25年度末停止予定

※松原市ごみは平野工場へ搬入し、八尾市ごみは八尾工場へ搬入することを基本とし、状況に応じた効率的な搬入計画を策定する。

○破碎施設の概要

区分	舞洲	大正
建設年月	2001年4月	1988年3月
建築面積 (㎡)	—	3,500
規模	低速回転せん断式破碎機 50t/5h 回転式破碎機 120t/5h	せん断式破碎機 50t/5h 回転式破碎機 140t/5h



平成25年度末停止予定

○北港処分地（夢洲1区）の概要

埋立免許期間	1985年度～2025年度
敷地面積 (㎡)	731,000
埋立容量 (m³)	11,690,000

注) 建築面積には計量棟及び別棟の管理棟を含む。
大正工場破碎施設は大正工場敷地内に併設
舞洲工場破碎施設は舞洲工場施設内に設置

13. 職員の移管

(1) 職員の取扱い

行政職員 : 各構成団体から派遣又は身分移管する。

技能職員 : 大阪市から身分移管する。

(2) 退職手当

身分移管職員 : 当該職員が組合を退職する際に、構成団体での勤続期間と、組合での勤続期間を通算して、組合が支払う。
その際、組合は、構成団体での勤続期間分に係る負担を構成団体に対し求めない。

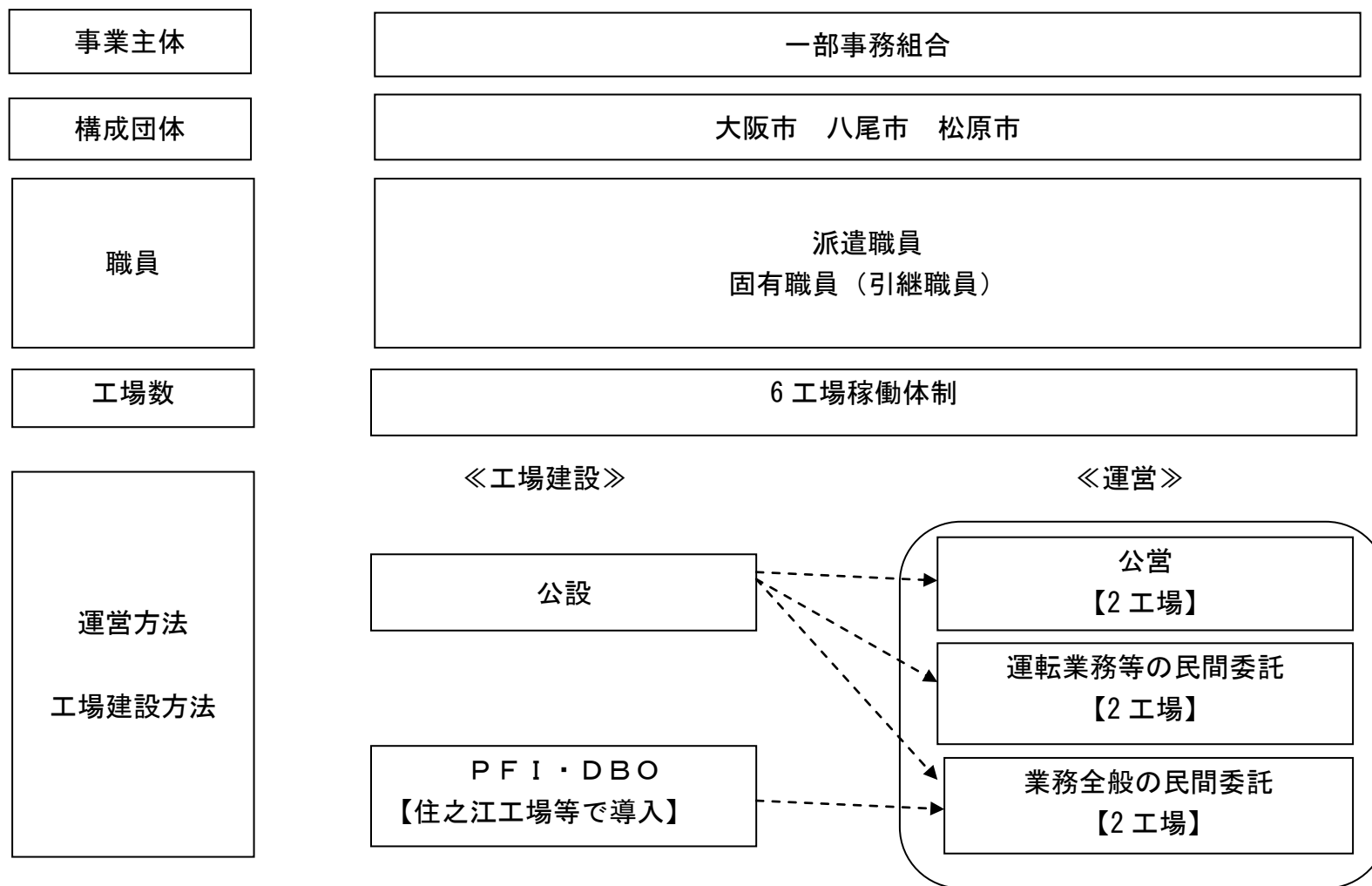
派遣職員 : 派遣元の構成団体を退職する際に、組合での勤続期間と派遣元の構成団体での勤続期間を通算して、派遣元の構成団体が支払う。
その際、構成団体は、組合での勤続期間分に係る負担を組合に対し求めない。

14. 給与・勤務条件

項目	内容	大阪市との比較
【身分】		
職員の身分	地方公務員 (特別地方公共団体)	地方公務員 (普通地方公共団体)
適用法令	地方自治法 地方公務員法 地方公営企業法(技能職員)	同様
【給与・福利厚生】		
給料	大阪市と同水準を確保	同様
期末・勤勉手当		
退職手当		
各種手当		
共済	大阪市職員共済組合に加入	同様
互助会	大阪市職員互助会に加入 (大阪市からの身分移管職員のみ)	同様
安全衛生	大阪市と同水準を確保	同様
【勤務時間等】		
勤務時間	大阪市と同水準を確保	同様
休暇・休業制度		
人事評価制度		

15. 事業スキーム

(1) ごみ量の推移に基づき工場稼働体制を見直し、工場の建設・運営に民間運営や民間委託を推進して、効率的な運営を行う。



○なお、稼働30年程度を基本に「住之江工場、鶴見工場においては、全面建替えではなく、現在の建物を一部流用して、内部設備（プラント設備）を更新する」手法を採用する。

平成年度			22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49		
大阪市ごみ処理量（万ﾄﾝ/年）			114.9	114.9	111.5	106.5	100.5	98.6	97.7	96.9	96.0	95.2	94.3	93.4	92.6	91.7	90.9	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0		
八尾市ごみ処理量（万ﾄﾝ/年）			7.7	7.7	7.5	7.3	7.1	6.3	6.1	6.1	5.9	5.9	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7		
松原市ごみ処理量（万ﾄﾝ/年）			2.6	2.8	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6		
合計ごみ処理量（万ﾄﾝ/年）			125.2	125.3	121.6	116.4	110.2	107.5	106.5	105.6	104.6	103.6	102.7	101.8	100.9	100.1	99.2	98.4	98.4	98.4	98.4	98.4	98.4	98.4	98.4	98.4	98.4	98.4	98.4	98.4		
㊦ 必要処理能力（万ﾄﾝ/年） 〔ごみ処理量×110％〕			137.7	137.8	133.8	128.1	121.3	118.2	117.2	116.1	115.1	114.0	112.9	112.0	111.0	110.1	109.1	108.2	108.2	108.2	108.2	108.2	108.2	108.2	108.2	108.2	108.2	108.2	108.2	108.2		
工場名	処理能力 (ﾄﾝ/日)																															
森之宮	21.0（720）→ 廃止	供用年数	41	42	43																											
		年処理能力	21.0	21.0	21.0																											
港	廃止	供用年数																														
		年処理能力																														
大 正	15.4（520）→ 廃止	供用年数	30	31	32	33																										
		年処理能力	15.4	15.4	15.4	15.4																										
住之江	15.4（520）→ 11.9（400）で 設備更新	供用年数	22	23	24	25	26	27	旧工場解体・新工場建設								1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14		
		年処理能力	15.4	15.4	15.4	15.4	15.4	15.4	15.4									11.9	11.9	11.9	11.9	11.9	11.9	11.9	11.9	11.9	11.9	11.9	11.9	11.9		
鶴 見	17.8（600）→ 13.4（450）で 設備更新	供用年数	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	旧工場解体・新工場建設					1	2	3	4	5	6	7	8			
		年処理能力	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8						13.4	13.4	13.4	13.4	13.4	13.4	13.4	13.4		
西 淀	17.8（600）	供用年数	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	旧工場解体・新工場建設								1	2
		年処理能力	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8									17.8	17.8
八 尾	17.8（600）	供用年数	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	旧工場解体 新工場建設			
		年処理能力	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8				
舞 洲	26.7（900）	供用年数	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36		
		年処理能力	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7		
平 野	26.7（900）	供用年数	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34		
		年処理能力	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7		
東 淀	11.9（400）	供用年数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27		
		年処理能力	11.9	11.9	11.9	11.9	11.9	11.9	11.9	11.9	11.9	11.9	11.9	11.9	11.9	11.9	11.9	11.9	11.9	11.9	11.9	11.9	11.9	11.9	11.9	11.9	11.9	11.9	11.9	11.9		
㊦ 年処理能力計（万ﾄﾝ/年）			170.7	170.7	170.7	149.7	134.2	134.2	118.8	118.8	118.8	118.8	118.8	118.8	118.8	112.9	112.9	112.9	112.9	112.9	112.9	112.9	108.4	108.4	108.4	108.4	108.4	108.4	108.4	108.4		
余剰（㊦－㊦①）			33.0	32.9	36.9	21.6	13.0	16.0	1.6	2.7	3.7	4.8	5.9	6.8	7.8	8.7	3.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2		

(3) 効率的な事業運営を行うことにより、職員数及び経費の削減を図る。

